初任者研修指導教員研修　第1日

１　日時　4月4日（木）14:30～16:45

２　内容

(１)【講義】初任者研修の提出書類について（14:30～15:30）〈新規者・希望者〉

(２)【開講】（15:30～15:40）

【関連する主な育成指標】

40　同僚の教育実践について、学び合う意識をもって助言することができる。

41　同僚の特性やよさを見取り、それらを生かしたよりよい「チーム学校づくり」に貢献することができる。

【本研修のねらい】初任者研修指導教員研修の役割について理解を深め、初任者研修の充実を図る。

(３)【講義】初任者研修指導教員に期待すること、初任者研修指導教員の役割（15:40～16:00）

　(４)【講義】初任者研修の進め方（16:00～16:15）

(５)【講義・演習】指標を基にした指導の計画、初任者育成プランシートの作成（16:15～16:30）

QR コード

自動的に生成された説明(６)【研修のまとめと振り返り】（16:35～16:45）

◎　振り返りシートについて

・　「振り返りシート」は、右の二次元コードを読み取り、４月18日（木）までに、

Googleフォームで提出してください。

◎　第２日の研修について

　・　日 時　 令和６年４月26日（金）14:30～16:45

・　内 容　 【講義】新たな教師の学びの姿　【講義・演習】学習指導と評価の実際

・　会 場　 　広島市教育センター

・　持参物　 「初任者研修のために（令和６年度用）」

　　　　　　 「教師となったみなさんへ（令和６年度用）」

　　　 　　　「初任者育成プランシート」

３　資料

関係法規

〇初任者研修について

【教育公務員特例法第23条】

１（初任者研修）公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

２　指導助言者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校

の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、

指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を

命じるものとする。

　３　指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

〇育成指標について

【教育公務員特例法第22条】

　２ （校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下この条及び次条第一項において「指針」という。）を定めなければならない。

　３ （校長及び教員としての資質の向上に関する指標）公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下この章において「指標」という。）を定めるものとする。